

危機事象【雷鳴・落雷】発生時における 各種大会（試合）運営に係わる判断

（一社）愛媛県サッカー協会
中予4種委員会

危機事象【雷鳴・落雷】発生時における試合運営に係わる判断について、
JAF及び（一社）愛媛県サッカー協会の規定及び指針に沿って下記のように規定する

【試合開始前の中止】

- ① 試合開始不可能な場合は**中止**とする
※ 試合開始前における中止の決定は、会場責任者・審判責任者・規律責任者のいずれかが行う
- ② 試合開始前に中止の判断された試合は別日程で再試合を行う
- ③ 試合開始前における危機事象による開始遅延時間は**最大（累積）30分**とし
以降 試合開始（再開）不可能な場合は**中止**とする
※ 中止の決定は、主審・会場責任者・審判責任者・規律責任者の何れかが行う
※ 再試合の日程が取れない場合、両チームの代表者及び中予委員長・会場責任者立会いのもと
コイントスにより勝敗を決定する
中予委員長の立会いができない場合、会場責任者・審判委員長・技術委員長
どちらかの立会いでも可とする

【試合開始後の中断・中止】

- ① 試合を開始・再開する場合、雷鳴が**止んだ時から20分**待ってから、開始・再開する
- ② 試合開始（キックオフ）以降、試合中断時間は**最大（累積）30分**とし、以降試合不可能な場合
試合は成立したものとみなし、得点は中断時点のものを試合結果とする
※ 同点の場合、両チーム代表者及び中予委員長・会場責任者立会いのもと
コイントスにより勝敗を決定する
中予委員長の立会いできない場合、会場責任者・審判委員長・技術委員長
どちらかの立会いでも可とする
※ 再試合の日程が組める場合は**再試合**とする（再試合の方法は別途規定）
※ 但し、中断が試合開始後30分01秒を超えている場合、試合成立とし、**再試合は行わない**
（30分ゲームにおいては試合開始後 25分01秒を超えている場合）

【再試合】 ※ 中断・中止による再試合に適用する

- ① 試合開始後 5分以内に中断された場合、得点の有無に係わらず、オールクリアとし
前半 キックオフからの**再試合**とする
- ② 試合開始後 前半、5分01秒後に中断した場合、それ以降の**残り時間を再試合**とする
- ③ 後半開始後 10分以内に中断された場合、**前半を有効**とし、後半開始～中断迄を得点の有無に
係わらず、全て**無効**とし、**後半開始から再試合**とする

